

**成年後見抜本改革の必要性****－米国の後見改革努力に学ぶ－**

○ 介護保険学び舎 越川文雄 (8427)

〔キーワード〕 権利条約整合化努力、制約最小限の後見代替原則、後見人による虐待防止

**1. 研究目的**

わが国は2020年に国連障害者権利条約（以下「権利条約」という）による国連審査を受けるのではないかと推測されている。わが国と類似の後見制度を持つ韓国は、条約整合化を意識した制度改革を行い、国連審査に臨んだが抜本改正の必要ありとの勧告を受けた。

わが国法務省見解は「我が国の成年後見制度は条約に抵触するものではないと認識している。――なお、仮に本人による意思決定が事実上不可能な場合（例えば、重度の認知症患者など）にまで一律に成年後見人等の代理権を認めないとすると、本人は事実上何らの法律行為をすることができないことになりかねず、かえって本人の保護に欠けるおそれがあると考えられる」である。そのため、これまで特に条約整合化に向けての対応は取られて来なかった。従って、韓国より厳しい勧告を受けることになると見られる。

多くの国が政府報告を提出する前から対応を検討しているようであるが、我が国は促進法成立時の参議院における付帯決議があるにも拘らず整合化の議論が行われず、現制度のままでの利用促進を図る方策を定めた基本計画を策定し、その計画実施に取り組んでいる。

こうした日本の姿勢につき、是正提言の一助とすべく米国についての動向調査を行った。

**2. 研究の視点および方法**

米国は、権利条約を署名したが、国連イニシャティブに対する伝統的な反発等のため上院の賛成を得られず批准は見送られている。後見改革については、1970年代から取り組んでおり、現状では権利条約整合化を含め世界をリードすべく制度改革に向けての具体的な調査研究、試行錯誤が連邦政府の積極的な助成を受け我が国に比し数多く行われている。

しかし、我が国では米の状況についての報告が少なく、独、英等についての関心度に比し低調である。国内で入手しうる資料を収集し、さらにインターネットで入手し得る情報、文献を用い米国における成年後見改革の動向を整理し、我が国の現状につき考察した。

**3. 倫理的配慮**

本研究の実施、成果発表に当たっては「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守すべく最大限の注意を行なう。

**4. 研究結果****I 米国における注目すべき動き**

①モデル法案“UNIFORM GUARDIANSHIP, CONSERVATORSHIP, AND OTHER PROTECTIVE ARRANGEMENTS ACT”(以下 UGCOPAA という)の策定(2017年7月): 「保護命令」(protective arrangement instead of guardianship or conservatorship)の

新設、「フォーマルな意思決定支援」(Supported Decision-Making : SDM) の導入等

- ② 公後見(PUBLIC GUARDIANSHIP)の改革・拡充：親族等の支援不可の低所得者対応
- ③ 被後見人の権利回復：ABA が報告書を 2017 年出版、SDM 時代の効果的オプション
- ④ 後見人の不正対策：前歴等チェック、後見人資格制度、ボンド(Bond)、モニタリング
- ⑤ 医療同意：サロゲート同意法(州法)、生命維持治療に関する医師指示書(POLST)
- ⑥ 年金代理受取人(representative payee) 搾取防止(2018年2月改正法下院⇒上院)
- ⑦ 連邦障害審議会(National Council on Disability)の後見改革提言(2018年3月)

## II 改革の推進機関

- ① 後見改革検討学際ネット(WINGS)各州設置促進、米国法曹協会(American Bar Association : ABA)、州裁判所・後見人グループ、全米退職者協会(AARP)等
- ② 米国上院高齢化特別委員会(Senate Special Committee on Aging)の取組み、政府アカウンタビリティ・オフィス(Government Accountability Office : GAO)による調査
- ③ 成人保護サービス(Adult Protective Services : APS)、保護代弁機関(Protection & Advocacy agency)、Quality Trust(アドボカシーNPO)、全米SDM情報センター等
- ④ マスメディアの役割：制度に関する問題提起、立法・司法・行政へのフィードバック

## 5. 考察

我が国は1960年代以降欧米における精神病床削減の流れに逆らって精神病床増床施策が取られ(1968年のクラーク勧告を無視)、世界に例の無い多数の病床数を持つこととなった。遅ればせながら地域移行の重要性が認識されるようになった現在においては、この削減が解決困難な大きな政策課題となり、認知症高齢者の受け皿として安易に利用される危険性が顕在化してきている。他方、我が国法定後見は権利擁護というよりも、ほぼ100%権利制約を伴う、権利剥奪のシステムとなっており、見えざる座敷牢に閉じ込めるようなものである。この制度の現状を権利条約の方向性に沿って大きく転換しない状態で後見利用促進を図ることは、精神病床増床施策と同じ過ちを犯すことになる懸念している。

1における法務省見解のなお書きが後見の必要理由だとすれば、UGCOPAAで新設された「保護命令」と「公後見」を設け、任意後見、日常生活支援事業等の日本型SDIをメインとすれば、例外的に後見適用をし、その利用を極小化することが可能である。国連勧告後の対応準備として少なくともこのような改革可能性を今から検討すべきと考える。

我が国では財産管理について基本計画で「不正防止の徹底と利用し易さとの調和」を図るべしとの立場を取っている。後見人による財産搾取対策は米において長年解決困難な課題となっており、この経験に照らし「調和」よりも「徹底」に軸足を移すべきであろう。

また、我が国では後見類型の審判を受けた人達の権利回復等についての議論が低調であるが、この点も米に範を取るべきであろう。

日常生活自立支援事業の利用契約にSDM方式導入を検討すべし(2017関東部会報告)。